受付は２月１６日(火)～３月１５日(火)

問税務課(☎６５－６５２４)

平成27年分の所得税の確定申告と、平成28年度の市県民税の申告を受付けます。

申告受付相談は、本庁と北部振興局を主会場とします。各会場とも混雑が予想され、長時間お待ちいただくこともあります。また、相談者が集中した場合には、受付時間内でも受付を終了させていただきますのでご了承ください。

所得税の申告が必要な人

◎サラリーマンの人で、次のいずれかに該当する人
①給与以外の所得（退職所得を除く）が、20万円を超える人
②２か所以上から給与を受けている人
③平成27年中の給与収入が、２千万円を超える人

◎農業所得、不動産所得および雑所得などがある人で、平成27年中の所得の合計が各種控除の合計額よりも多い人

市県民税の申告が必要な人

※所得税の申告をした人は、市県民税の申告は不要です。

◎平成28年1月1日に市内に居住し、平成27年中に所得があった人

◎国民健康保険に加入している人（収入が無くても申告が必要です）

※遺族年金や障害者年金等の非課税年金を受給している人も申告が必要です。

申告すると市県民税の税額が変わる人

◎平成27年12月31日現在、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳および戦傷病者手帳の交付を受けている人

◎平成27年12月31日現在、配偶者と死別・離婚後、再婚していない人で、寡婦（夫）控除の要件に該当する人

始めにチェック！私は申告が必要ですか？

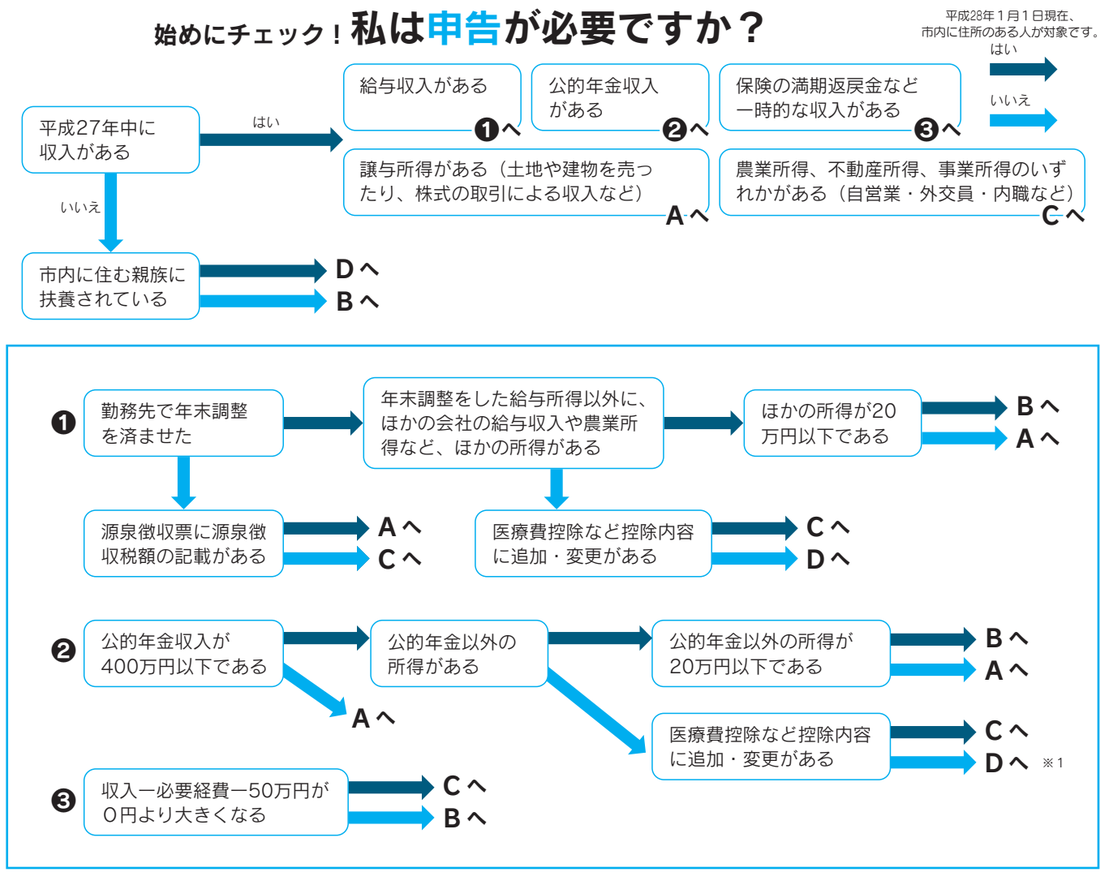

A 所得税の確定申告が必要です

B 市県民税の申告が必要です

C 所得税または市県民税の申告が必要です（内容や金額により申告の種類が異なります）

D 申告の必要はありません

※１ 所得税の還付を受ける人は、確定申告書の提出が必要です。

行政 Information

所得税と市県民税の申告はお早めに

申告相談会場	問合せ先	申告相談日
本庁１階：多目的ルーム	☎６５－６５２４	２月16日(火)～３月15日(火)
北部振興局２階：第１・２会議室	☎８２－５９０１	
びわ支所１階：視聴覚室	☎７２－５２５３	２月17日(水)～19日(金)
虎姫支所１階：会議室	☎７３－４８５２	２月22日(月)～24日(水)
浅井支所３階：大会議室	☎７４－４３５２	２月25日(木)～29日(月)
湖北支所１階：会議室	☎７８－８３０１	３月１日(火)～３日(木)
高月支所３階：会議室	☎８５－３１１３	３月４日(金)～８日(火)
西浅井支所２階：視聴覚室	☎８９－１１２１	３月９日(水)～10日(木)
余呉支所１階：会議室	☎８６－３２２３	３月11日(金)～14日(月)

受付時間　８時30分～11時30分、13時～16時（土日は除く）
※申告等の相談は、上記会場でのみ受付けます。

◆申告相談内容

申告相談することができるものは、医療費控除や途中退職などの還付申告、公的年金等に関するものです。

※営業・不動産・配当・譲渡（株式含む）所得に関することや青色申告についての相談は、長浜税務署でお願いします。

◆申告に必要なもの

①申告書（税務課または税務署から送付された書類）
②印鑑
③源泉徴収票または給与支払証明書（原本に限る）
④公的年金などの源泉徴収票（原本に限る）
⑤事業所得（農業所得含む）や不動産所得などがある人は、**「収支内訳書」の添付**が必要です。所得の収支計算を行い、書類を作成してお越しください。（作成できていない場合は受付できません）
⑥配偶者特別控除を受けようとする人は、配偶者の源泉徴収票など所得の分かる書類
⑦生命保険などの各種支払証明書（原本に限る）
⑧国民年金保険料支払証明書または領収書（原本に限る）
⑨還付申告の人は本人名義の振込先口座がわかるもの（通帳等）

◆次に該当する人は持ち物を確認ください

①平成27年中に国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納めた人は、１月下旬に税務課が送付する「社会保険料払込証明書」

②市の固定資産税を必要経費として申告する人は、固定資産税の課税明細書（課税明細書がないときは、税務課、北部振興局福祉生活課・各支所で、固定資産課税台帳の写しを取り寄せてください）

③医療費控除を申告する人は、平成27年中に支払った医療費の総額を必ず計算しておいてください。（文書料・差額ベッド料金・インフルエンザの予防接種費用など、医療費控除の対象にならない経費があります）

また、健康保険や生命保険などで補てんされた保険金などがあれば、補てんされた金額がわかるものを必ずお持ちください。（計算せずにお越しの場合は、ご自身で計算してからの受付になりますのでご留意ください）

※65歳以上で要介護認定を受けている寝たきり、または重度の認知症の人は、特別障害者の「認定書」で特別障害者控除が受けられます。また、おむつ費用の医療費控除を受けるのが２年目以降の人は「証明書類」で医療費控除が受けられます。

※認定書、証明書類の発行については、高齢福祉介護課(☎６５－７７８９)へ問合せください。